

SL14032 2015年ポケット判択一過去問肢集 民法Ⅱ

ページ	該当箇所	誤	正	更新年月
660	肢865	根抵当権の元本の確定前に根抵当権者から債権を取得した者は、その債権について根抵当権を行使することができない。	根抵当権の極度額の変更は、元本の確定前に限り、行うことができる。	15/2